

## 平成 21 年度ホウナン地域水田農業ビジョン

米の需給調整について、農業者・農業者団体（JA等）の主体的な需給システムに基づき、水田農業における望ましい農業構造と米作りの本来あるべき姿の実現を目指すとともに担い手育成の将来方向を明確にして、集落営農などの地域における水田農業の構造改革を促進することを目的とする。

### I 地域水田農業の改革の基本的な方向

#### 1. 地域農業の特性

当地域は、香川県の西端に位置し、観音寺市・徳島県 三好市・愛媛県 四国中央市と接し、水田面積は大野原町 857ha、豊浜町 231ha（協議会区域 平成 21 年 1 月）で耕地面積の約 65%を占めており、稲作への依存度は比較的高い地域である。また、両町平均 1 戸当たりの水田面積 55a と県下平均を下回っており、しかも農地を分散して耕作していることもあって農地の集団的利用は進んでいないのが現状である。

当地域の農業は、恵まれた自然条件を活用するとともに、規模の零細性を農地の高度利用と労働集約的な経営で補う水田を中心とした米、野菜、果樹、畜産などを組み合わせた複合経営を特色としている。加えてレタス・青葱・玉葱・胡瓜・茄子と多品目にわたり、産地強化計画を策定しており、管内の農業は産地形成された生産性の高い地域であると言える。

しかしながら、わが地域においても全国的に見られるように農家戸数は年々減少を続け、農業就業人口の 67%が 65 歳以上となっており、高齢者に依存する農業就業構造となっている。さらには、これら農家減少・高齢化に伴い、遊休農地の増加等と農業を取り巻く情勢が深刻化している。

こうした背景の下、ホウナン地域農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を展開することが必要である。このため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標の明確化と、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営合理化、増加傾向にある遊休農地の解消及びその発生の抑制その他農業経営基盤の強化を促進するとともに、農業生産の組織化、人材の育成・確保を促進するための措置を総合的に講じることとする。

## 2. 地域水田農業における現状と課題

項 目		現 状	課 題
水田利用		水稲作付け面積は維持出来ているが、米価下落に伴い水田経営所得が減少している。	水田経営所得の維持・向上を図るため『売れる米作り』への転換が必要である。
麦の推進		麦については、裸麦（イチバンボシ）を推進しているが、生産体系が確立されていない。	麦の生産体系が確立されるまでは、産地確立交付金・水田等有効活用交付金等により支援し、安定的な麦生産経営を促進する。
重点作物 の振興	青葱	作付けは、増加傾向であるが、周年栽培農家は少ない。	青葱の安定出荷を図るため、周年栽培農家を推進する。
	レタス	高齢化の影響もあり、年々作付け及び出荷量が減少している。	レタス産地として野菜価格安定制度の担い手シェア 60%以上の維持確保に努める。
	玉葱	近年の価格低迷・高齢化の影響等あり、作付け及び出荷量が大幅に減少している。	作付け及び出荷量を維持していくために、収穫・運搬作業等の作業支援を活用した生産体系を確立する。
	ブロッコリー	新規就農者等の作付けにより近年、増加傾向の作物である。	軽量作物であり、10aあたりの労働時間が比較的少ない作物であることから、高齢農家及び兼業農家への作付けを推進する。
担い手		農業者の高齢化による担い手不足、後継者不足。 また、地域における担い手数に格差が生じている。	認定農業者を含む担い手への経営改善支援を行うと共に、水田フル活用推進交付金を活用し、担い手への土地利用集積を促進する。
遊休地		耕作放棄地が増大し、水田環境が良好に保全されていない。	水田を最大活用するため担い手への農地流動化を推進する。また、水田有効活用事業等を活用して遊休地解消に努める。

### 3. 地域水田農業改革の基本的方向

#### 1) 水田利用の将来方向

項 目	将 来 方 向
水田利用	実需者のニーズに対応できるよう米の品質向上等を図り、水田全体の生産性・収益性を向上させる。
麦の推進	推進作物である麦の生産体系を確立すると共に、品質の向上と収量の安定化を図り、「水田経営所得安定対策」等の支援策に対応し、作付け面積の拡大と安定的な農業経営を促進する。
主要作物の振興	産地確立交付金を活用し、地域の創意工夫による特色ある産地作りを進め、生産調整の円滑な実施と農業者の経営安定を図る。
担い手	農業従事者の高齢化、離農により産地維持発展が危ぶまれるなか、管内水田農業の担い手を明確化し、担い手の経営規模拡大や経営改善を支援し、認定農業者への誘導を行うことで産地の維持発展を図る。また、水田経営所得安定対策等の支援策に対応し、効率的で安定経営のできる経営体を育成する。
遊休地	水田フル活用交付金を活用し、担い手への集積を推進し遊休地解消を図るが、地域は基盤整備ができていない地区もあり、ため池・水路の維持管理作業等の事由で担い手のみで水田の管理を行うことは不可能である。そこで、集落営農組織や農作業受委託組織による部分受委託を行い、第1種・第2種兼業農家を対象とした水田の総合的保全管理を行う。

#### 2) 本ビジョンの推進上の地区

本ビジョンの地区は、集落等における農業者の話し合いを円滑に進めるため、基本的に集落（実行組合）を最小単位として設定し、さらに複数の実行組合が米の計画的生産に取り組む場合は、複数の実行組合からなる地区も設定することとする。

地区の名称は、別表（1）「本ビジョン推進上の地区名」のとおり。

#### 3) 地域水田農業改革の具体的取り組み内容

(1) 『売れる米作り』への転換

- ① A（良食味）ランク米～B（低価格米）ランク米までの品種選定と栽培適正による品種を選定し、全国的評価の高い産地銘柄米へのシフトを図る。
- ② 買い手の希望する品種銘柄へのシフトを実施する。
- ③ 地区全体の食味向上の底上げによる値頃感のある高品質米の生産振興を図る。
- ④ 施設の効率的利用や流通コストの削減により地産地消のメリットをいかし需要拡大を図る。
- ⑤ トレーサビリティ体制を確立し安全・安心な高品質米を生産する。

(2) 地域水田利用における麦の生産振興

米の価格安定を図るため、生産調整は更に重要となる。また、産地の維持・発展のため地域農業を支える農地の保全管理は必要不可欠である。そこで、水田等有効活用促進交付金等を積極的に活用して、生産調整における転作作物としての麦、農地の保全管理における裏作作物としての麦の生産振興を図り、地域水田の効率的な利用を目指す。

(3) 地域の創意工夫ある生産と販売の取り組みの実践

以下のとおり地域の創意工夫による特色ある産地作りを進め、生産調整の円滑な実施と農業者の経営安定を図る

① 青ねぎの産地確立

青ねぎは転作野菜の重要品目であり、最も栽培面積が伸びている作物である。特に平成6年からは栽培技術が確立されたことに加え、皮むぎ機、予冷庫の普及により急速に栽培面積が拡大した。平成8年にJA支援センターを立ち上げ、栽培のネックになる選別・結束・包装・箱詰の作業支援を行っている。また、野菜価格安定制度の産地維持のため「認定農業者」、「認定農業者に準ずる者」の育成、確保を推進する。

② レタスの産地確立

レタスは当地域での最重要品目であり、農業の基幹作物である。青ねぎ同様JA支援センターによる調整・包装・箱詰の作業支援を行っている。また、「半自動野菜移植機」や「乗用マルチャー」の導入推進を図り、重労働の負担軽減による作業の効率化と高齢化に対応し産地の維持を図っているところである。また、野菜価格安定制度の産地維持のため「認定農業者」、「認定農業者に準ずる者」の育成、確保を推進する。

③ 玉葱の産地確立

玉葱はレタスに次ぐ冬場の重要作物である。その栽培面積は、植付け・収穫時の労働力で規制される。そのため、乗用・歩行型の玉葱移植機の導入と歩行型収穫機を導入し面積維持を図っている。

また、新たな取組として玉葱の機械定植支援助成を行うことで、玉葱作付け面積維持発展及び不耕作地解消を図る。

#### ④ブロッコリーの産地確立

生産面からみて取り組みやすい作目として管内の栽培面積が増加している。また、レタスとのセット販売戦略を計画しており平成21年度の推進作物となっている。そのため、歩行型移植機を導入し、平成20年度からは集荷支援体制を整え生産面積拡大を図っている。

また、新たな取組としてブロッコリーの機械定植支援助成を行うことで、ブロッコリー作付け面積拡大及び不耕作地解消を図る。

#### ⑤遊休農地の解消

農業従事者の高齢化等の要因により当地域内でも遊休地が増加しつつある。水田フル活用推進交付金を活用し担い手への農地流動化を図ると共に、当組合が主体となって設立する農業生産法人の農作業受託機能を効果的に活用し、遊休農地の解消を図る。

## 4. 担い手の明確化と育成

### (1) 担い手の育成

当地域は「1. 地域農業の特性」で表したように農業の生産性は県下ではトップである。しかしながら、地域全体では担い手の高齢化が進み、今後の水田農業の担い手不足が懸念される。そこで、水田を有効活用し集落・町を越えて地域一体となって体質の強い水田農業を確立する必要がある。このため、水田農業の構造改革を進めるため地域に賦在する農地や労働力等の資源を集約し水田農業の担い手となる中核的な農家・法人を育成する。その中でも中心的な役割を果たす認定農業者と新たな担い手となる新規就農者（定年帰農者を含む）を確保すべく関係機関・地域一丸となって支援する。さらに、地域において農業者の話し合いを通じた合意形成のもと、既存の機械・施設の共同利用や農作業受委託組織など農業生産組織の今後における位置付けや役割を十分検討のうえ、それぞれの熟度により農業生産法人として育成する。水田経営所得安定対策の対象要件が具体化され、平成 21 年度の政策実施に向けて、担い手の育成を加速的に推進する必要がある。地域担い手育成支援協議会との連携により、今後は具体化した要件を踏まえ、地域担い手協議会を母体に、水田経営所得安定対策の対象となる認定農業者や集落営農に誘導する担い手を育成しつつ、観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に掲げた目標の実現に向け、農業者自らの創意工夫に基づき農業経営の改善計画を計画的に進められるよう支援する。加えて、野菜価格安定対策において産地強化計画に登載された、認定農業者に準ずる者に対しても、同様の支援を行って行く。

### (2) 望ましい農業構造確立のための担い手の定義

農家戸数、耕地面積ともに今後も減少傾向で推移していく中で、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、施策誘導による目標として、望ましい農業構造確立のための基本方向を以下のとおり展望する。

#### ◆ 基本的指標

##### ア 効率的かつ安定的な農業経営の育成目標

農業を産業として選択するに足る魅力とやり甲斐のあるものとしていくためには、地域のおもろい産業従事者と遜色のない水準の生活を確保できる農業経営体を育成することが重要である。このため、当該地域における他産業従事者の年間労働時間、生涯所得と均衡する水準の農業経営として、認定農業者への誘導及び育成を行う。

区 分	平成 25 年度目標
認定農業者	210 経営体

## イ 目指すべき地域農業の在り方

農業構造の分化が進む中で、地域農業の健全な発展を図るためには、地域における農家の役割分担を明確化し、地域が一体となった支援の下で、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保、これを核とした農業生産の組織化と農用地・作付面積の集積を進めることが必要である。また、担い手農家は、地域農業の発展や農村集落の機能の維持等あらゆる面で今後とも重要な役割を担っていくとともに、農業生産のかなりの部分を支えていくものと予想される。更に、中山間地域等まとまった農用地の少ない地域では、土地利用型作物を対象とする効率的かつ安定的な農業経営は困難であることから、自給的農家からなる集落ぐるみの営農組織を、平地地域では恵まれた生産条件を活用して、生産コストの低減や余剰労働力を活用した集約型農業に取り組むための営農組織の育成を推進する。また、これら集落を母体とする営農組織は、農村集落機能の維持等の面から必要不可欠なものであることから、機械の共同所有・利用だけにとどまらず、特定農業法人への発展を誘導する必要もある。なお、高齢化が著しく進行し、担い手が少ない地域にあっては、農用地を守るため、香川豊南農協が設立した農業生産法人が主体となって地域内に参画し、農作業受託組織の設立・育成、農用地流動化等を積極的に推進する。

加えて、遊休農地及び今後遊休農地となるおそれのある農地（以下「遊休農地等」という。）のうち、農業上の理由の増進を図る必要のあるものについて、農地としての効率的な利用の確保及び遊休化の防止等を図る。

※ 当地区の水田農業の担い手を定義するに当たり、当該地域の特色を生かした複合経営体により、当該地域の担い手は以下のとおりとする。

- ①観音寺市（大野原町・豊浜町和田・豊浜町箕浦）に在住する認定農業者及び認定農業者に準ずる者
- ②農業生産法人
- ③香川豊南農業協同組合における育成すべき農業者
- ④営農集団等

### (3) 担い手の明確化（担い手リスト）

前項の「担い手の定義」を充たす者は、別表（2）のとおり。

## II 具体的な目標

### 1. 作物作付け計画（生産量）

（単位：ha）

作物名	品種名 (種類)	現在の 状 況	目 標 年 度					
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
水 稻	コシヒカリ	279	290	285	285	285	285	
	あきたこまち	225	252	250	250	250	250	
	オオセト	116	84	68	55	55	55	
	ヒノヒカリ	60	78	99	112	112	112	
	そ の 他	6	5	7	7	7	7	
	計	686	709	709	709	709	709	
麦(小麦)	さぬきの夢 2000	2.2						
	イチバンボン		4.5	8	8	8	8	
	計	2.2	4.5	8	8	8	8	
飼 料 作 物	青刈りトウモロコシ	7	7	7	7	7	7	
	ソルゴー	4	4	4	4	4	4	
	計	11	11	11	11	11	11	
緑 肥	ソルゴー	17	20	20	20	20	20	
	計	17	20	20	20	20	20	
野 菜	レタス	結球	500	500	490	480	480	480
		非結球	34	36	36	36	36	36
	たまねぎ	65	65	60	60	60	60	
	青ねぎ	72	75	75	75	75	75	
	キュウリ	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	
	なす	5.1	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	
	ブロッコリー	24	30	40	50	50	50	
	計	705.4	716	711	711	711	711	

## 2. 作物販売計画

(単位：t)

作物名	品種名 (種類)	現在の 状 況	目 標 年 度					
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
水 稻	コシヒカリ	753	820	800	800	800	800	
	あきたこまち	640	720	700	700	700	700	
	オオセト	529	400	300	250	250	250	
	ヒノヒカリ	121	160	250	300	300	300	
	そ の 他	9	8	10	10	10	10	
	計	2,052	2,108	2,060	2,060	2,060	2,060	
麦(小麦)	さぬきの夢 2000	5						
	イチバンボン		10	17	17	17	17	
	計	5	10	17	17	17	17	
飼 料 作 物	青刈りトモロコシ	105	105	105	105	105	105	
	ソルゴー	120	120	120	120	120	120	
	計	225	225	225	225	225	225	
野 菜	レタス	結球	13,250	13,250	12,985	12,720	12,720	12,720
		非結球	663	702	702	702	702	702
	たまねぎ	3,640	3,640	3,360	3,360	3,360	3,360	
	青ねぎ	1,008	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	
	キュウリ	530	530	530	530	530	530	
	なす	408	376	376	376	376	376	
	ブロッコリー	288	360	480	600	600	600	
	計	19,787	19,908	19,483	19,338	19,338	19,338	

### 3. 担い手の育成

	現在（人又は戸）	目標年度（平成25年度）
新規就農者	4（内 大野原 4） （内 豊 浜 0）	6（内 大野原 4） （内 豊 浜 2）
認定農業者	185（内 大野原 135） （内 豊 浜 50）	210（内 大野原 140） （内 豊 浜 70）
農業生産法人	6（内 大野原 5） （内 豊 浜 1）	8（内 大野原 5） （内 豊 浜 3）
育成すべき農業者	743 （内 大野原 607） （内 豊 浜 136）	715 （内 大野原 600） （内 豊 浜 115）

### 4. 担い手への土地利用の集積

	現在（平成20年度）	目標年度（平成25年度）
認定農業者への 農地流動化面積	23% （内 大野原 18,540a） （内 豊 浜 6,750a）	35%

### Ⅲ 地域水田農業ビジョン実現のための手段

#### 1. 産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の活用方法

##### (1) 産地確立事業及び産地確立特別加算事業

###### ①米の生産調整の推進に資する取組

米政策激減緩和措置として平成21年度のみ生産調整達成者に対して助成する。

生産調整達成者	3,000円以内/1戸	平成21年度のみ
---------	-------------	----------

###### ②地域の創意工夫ある生産と販売の取り組みの実践。

ア) 基本助成を受けれる者が、青ねぎを作付けし市場・農協・出荷業者等へ出荷した実績(1月～12月)に対して助成する。

青葱出荷	5円/1kg	平成21年1月～12月
------	--------	-------------

※ 豊南農協出荷分は電算集計で対応する。

※ 県農協・市場・出荷業者等へ出荷した場合は、別に定める申請書と証憑書類(交付期間中の市場仕切書または荷受伝票等)を事務局まで提出されたものを対象とする。

イ) 基本助成を受けれる者が、レタス(結球・非結球)を作付けし、市場・農協・出荷業者等へ出荷した実績(1月～12月)に対して助成する。

レタス出荷	2円/1kg	平成21年1月～12月
-------	--------	-------------

※ 豊南農協出荷分は電算集計で対応する。

※ 県農協・市場・出荷業者等へ出荷した場合は、別に定める申請書と証憑書類(交付期間中の市場仕切書または荷受伝票等)を事務局まで提出されたものを対象とする。

ウ) 基本助成を受けれる者が、玉葱を作付けし、市場・農協・出荷業者等へ出荷した実績(1月～12月)に対して助成する。

玉葱出荷	2円/1kg	平成21年1月～12月
------	--------	-------------

※ 豊南農協出荷分は電算集計で対応する。

※ 県農協・市場・出荷業者等へ出荷した場合は、別に定める申請書と証憑書類(交付期間中の市場仕切書または荷受伝票等)を事務局まで提出されたものを対象とする。

エ) 基本助成を受けれる者が、新たな推進作物であるブロッコリーを作付けし、市場・農協・出荷業者等へ出荷した実績(1月～12月)に対して助成する。

ブロッコリー出荷	10円/1kg	平成21年1月～12月
----------	---------	-------------

- ※ 豊南農協出荷分は電算集計で対応する。
- ※ 県農協・市場・出荷業者等へ出荷した場合は、別に定める申請書と証憑書類（交付期間中の市場仕切書または荷受伝票等）を事務局まで提出されたものを対象とする。

オ) 基本助成を受けれる者が、推進作物である玉葱・ブロッコリーの作付拡大を図るため、機械定植支援経費（委託者）に対して助成する。

玉葱・ブロッコリー 定植支援助成	10,000 円／10 a あたり	平成 21 年 4 月 ～12 月
---------------------	-------------------	----------------------

- ※ 作業受委託契約書にて対象者及び対象水田であることの確認を行う。
- ※ 作付け確認については、現地確認もしくは受託者の作業日誌等により行う。

③遊休農地の解消と水田を利用した産地づくり。

基本助成を受けれる者が、麦（21 年産）の作付けをした場合に対して交付する。また、農作業受委託による作付けである場合は、受託者に対して交付する。

麦作付け	30,000 円／10 a	平成 21 年産
------	---------------	----------

- ※ カントリー出荷契約書により確認する。
- ※ 農作業受委託契約書により確認する。

④地域水田農業の担い手農家や農業生産法人等の支援・育成と農地の集積を行うことによる遊休地の解消と生産性の向上。

農業委員会を通じ 3 年以上の農地賃貸借契約を締結した貸し手・借り手の両者に対して交付する。

貸し手	5,000 円／10 a	借り手	5,000 円／10 a
-----	--------------	-----	--------------

- ※ 貸し手・借り手の両者に交付する。

尚、交付は上記②のア)・イ)・ウ)・エ)・オ) ③④の順に交付金額を先に確定し、残余を生産調整達成者で除して①の金額を決定する。

(2) 稲作構造改革促進事業

基本部分及び担い手集積加算部分については、全額産地確立特別加算事業に融通し、産地確立交付金として活用を図る。

(3) 交付の要件

産地確立交付金は、生産調整を達成し「集荷円滑化対策」に加入した者に対して交付する。

※集荷円滑化対策に加入するためには

水稲作付10aに対して1,500円の拠出を行うほか  
米の出荷先

J A出荷者 → J A作成した生産調整方針に同意する者。

集荷業者 → 精米20トン以上の取扱業者

集荷業者が作成した生産調整方針に同意する者。

個人販売者 → 自ら生産調整方針を作成し、認可を得た者。

精米の生産量20トン以上の者。

2. その他の活用事業

水田等有効活用促進交付金

水田農業ビジョンの実現のため、国補事業や県単独事業について、積極的に活用する。